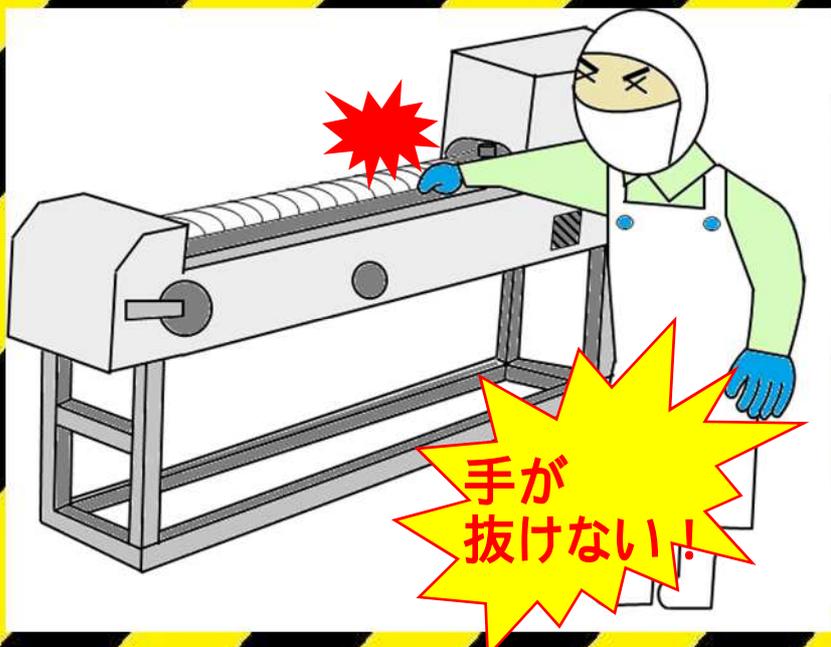


STOP！巻き込まれ災害

～八戸労働基準監督署からのお知らせ～

令和5年*、八戸労働基準監督署管内では、「はさまれ・巻き込まれ」災害が**39件**発生しました。（※2023年1月1日から同年12月末日まで）



→**魚裁断機**の清掃中、**機械を停止させず**チェーン及びプーリーに手を入れ、**右手を巻き込まれ骨折**
休業3か月
(食品製造業)

→**製麺機**の清掃中
ミキサーの中に手を入れていたところ、誤って電源を入れてしまいミキサーに手が巻き込まれ指を**負傷**
休業2か月
(食品製造業)



→**魚の皮むき機械**を使用しているとき
同僚に声をかけられ振り向いた瞬間、機械の刃部に手が当たり**負傷**
休業20日
(食品製造業)





事業者の皆さんへ



安全な作業のために、以下の項目をご確認ください

**機械の原動機、回転軸等に覆い、
囲い、カバー等がついていますか**

(労働安全衛生規則第 101 条)

**機械の原動機、回転軸等のカバー
に、インターロック機能を設けていま
すか**

(労働安全衛生規則第 130 条の 2 ほか)

**カバーが設けられない場合、光線式
の停止機能等がありますか**

(労働安全衛生規則第 130 条の 2 ほか)

**掃除や調整、異物の取り除き作業
等のときは、機械を停止することを、
関係労働者に教育、周知していま
すか**

(労働安全衛生規則第 107 条)

労働者の皆さんの「いただきます」から「ただいま」まで

健康・安全でいられるよう、職場環境の整備にご協力をお願いいたします。



八戸労働基準監督署

